

重要事項説明書
兼
利 用 契 約 書

「認知症対応型通所介護」
及び
「予防認知症対応型通所介護」

社会医療法人 聖峰会
さくらデイサービスうきは

「さくらデイサービスうきは」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

事業所番号 4077300202

当事業所はご利用者に対して介護予防通所介護または通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会医療法人 聖峰会
- (2) 法人所在地 福岡県久留米市田主丸町益生田 892
- (3) 電話番号 0943 (72) 2460
- (4) 代表者氏名 理事長 鬼塚 一郎
- (5) 設立年月 昭和 37 年 4 月 1 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護事業所
平成 17 年 3 月 1 日指定
- (2) 事業所の目的
 - 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、契約書の第 4 条及び第 5 条に定める介護予防通所介護または通所介護サービスを提供します。
 - 2 事業者が利用者に対して実施する介護予防通所介護または通所介護サービスの内容、利用日、利用時間、費用等の事項は『介護予防通所介護または通所介護計画』に定めることとします。
- (3) 事業所の名称 さくらデイサービスうきは
- (4) 事業所の所在地 福岡県うきは市浮羽町浮羽 433-7
- (5) 電話番号 0943 (77) 8500
- (6) 事業所長（管理者）氏名 橋本 さおり
- (7) 当事業所の運営方針
 - 1 要介護状態等となった場合において、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。
 - 2 利用者的人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
 - 3 介護予防通所介護または通所介護の事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村等保険者（以下『保険者』という。）、居宅介護支援事業者、

他の居宅サービス事業者その他の保健、医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

- (8) 開設年月 平成 17 年 3 月 1 日（さくらデイサービス吉井）
平成 20 年 4 月 1 日（さくらデイサービスうきは）に移転。
- (9) 利用定員 12 人

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 うきは市

受付時間及びサービス提供時間帯

受付時間	月～日（祝祭日を含む）	8：30～20：00
サービス提供時間帯	月～日（祝祭日を含む）	9：00～16：30
時間延長	サービス提供前	8：00～9：00
時間延長	サービス提供後	16：30～20：00

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して介護予防通所介護または通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤（名） 1 ユニット につき
1. 事業所長（管理者）	1
2. 生活相談員	1 以上
3. 看介護職員	2 以上
4. 調理師	1 以上

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合があります。 |
|---|

- (1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第 4 条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常 9 割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

- ① 食事（居宅サービス計画等において、食事の提供が予定されている方に限ります。）

当事業所では、栄養、並びにご利用者の身体の状況、および嗜好を考慮した食事を提供します。（食事時間）12：00～

②入浴

- ・入浴又は清拭を行います。

③排泄

- ・ご利用者の排泄の介助を行います。

④機能訓練（生活リハビリ）

- ・ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するため介護予防通所介護または通所介護計画に基づき訓練を実施します。

⑤送迎サービス

- ・ご利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

<サービス利用料金(1回あたり)>

ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（上記サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度及び加算の有無に応じて異なります。）
（単位：円）

サービス提供時間	要介護度	基本料金	個別機能訓練加算	入浴加算	若年性認知症受入加算	介護職員等処遇改善加算
6 7 時間以上未満	要支援 1	760	27	40	60	算定した単位の 23.6%
	要支援 2	851				
	要介護 1	880				
	要介護 2	974				
	要介護 3	1066				
	要介護 4	1,161				
要介護 5	1,256					
7 8 時間以上未満	要支援 1	861				
	要支援 2	961				
	要介護 1	994				
	要介護 2	1,102				
	要介護 3	1,210				
	要介護 4	1,319				
8 9 時間以上未満	要支援 1	888				
	要支援 2	991				
	要介護 1	1,026				
	要介護 2	1,137				
	要介護 3	1,248				
	要介護 4	1,362				
	要介護 5	1,472				

※ 3時間以上であれば短時間の利用も可能です
詳しくは別紙の料金表をご覧ください

加算	
科学的介護推進体制加算	40
サービス体制強化加算Ⅱ	18

時間外加算

算定項目（算定単位は1回につき）	
9時間以上 10時間未満	基本料金+50
10時間以上 11時間未満	基本料金+100
11時間以上 12時間未満	基本料金+150

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。（2割負担・3割負担等）

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第6条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 食費

朝食 350円 昼食 500円 夕食 500円

② その他のサービス

（i）レクリエーション、クラブ活動

（ii）日常生活上必要となる諸費用

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。上記についてご利用者のご希望により提供させていただきます。但し費用については実費をご負担いただく場合があります。

（3）利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用については、翌月10日頃に請求書を発行し、25日の引き落としになります。（福岡銀行・西日本シティ銀行・郵貯銀行の3行）

※通帳をお持ちで無い方はご相談ください。

（4）利用の中止、変更、追加（契約書第8条参照）

○利用予定日の前に、ご利用者の都合により、介護予防通所介護サービスまたは通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。

この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として所定の額をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

6. 苦情の受付について（契約書第21条参照）

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）橋本 さおり

○受付時間 毎週月曜日～日曜日 8：30～17：00

（2）その他 苦情処理及び苦情受付機関

- | | | |
|---|---|-----------------|
| 1 | 事業所長(管理者) 橋本 さおり | Tel0943-77-8500 |
| 2 | うきは市役所 保健課
〒839-1306 福岡県うきは市吉井町新治 316 番地 | Tel0943-75-4960 |
| 3 | 福岡県介護保険広域連合うきは・大刀洗支部
〒839-1306 福岡県うきは市吉井町新治 372 番地 | Tel0943-74-5355 |
| 4 | 福岡県国民健康保険団体連合会
〒812-8521 福岡市博多区吉塚本町 13 番 47 号 | Tel092-642-7859 |

7. サービス提供における事業者の義務（契約書第 10 条、第 11 条参照）

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
- ③ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5 年間保管するとともに、ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑤事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（個人情報守秘義務）
ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、市や医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。
また、ご利用者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご利用者の同意を得ます。

8. サービスの利用に関する留意事項

（1）施設・設備の使用上の注意（契約書第 12 条参照）

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

（2）喫煙 事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

9. 損害賠償について（契約書第 13 条、第 14 条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速や

かにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。
ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

10. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

（契約書第16条参照）

- ① ご利用者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご利用者からの解約・契約解除の申し出（契約書第17条、第18条参照）

契約の有効期間であっても、ご利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご利用者が入院された場合
- ③ ご利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）等」が変更された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護予防通所介護または通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（2）事業者からの契約解除の申し出（契約書第19条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご利用者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第16条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

11. カルテ等の開示申請について

利用者・家族が、カルテ等の開示を希望する場合は、医療法人聖峰会 田主丸中央病院の規定に基づき開示の手続きを行うものとします。

- (1) 法人名 社会医療法人 聖峰会 介護事業部
- (2) 法人所在地 福岡県久留米市田主丸町田主丸1001-2 サンライフ聖峰内
- (3) 担当窓口 局長 稲富 浩昭
- (4) 電話番号 0943 (72) 3446

12. 身体拘束等の排除のための取り組みに関する理念及び方針

〈理念〉

さくらデイサービスうきはは、ご利用者様を中心としたサービスを提供し、ご利用者様の人権を尊重するとともに、日常生活のケアの充実を図り、拘束をしない介護を目指します。

〈方針〉

身体拘束等は原則として実施しません。

ご本人様の心身安全面、他のご利用者様の心身安全面の確保などの際において、緊急を要し他に代替の方法がなく、ごく短時間の場合においてやむを得ず実施する場合においてはご家族様等に同意の上実施します。

この理念、方針について不明な点がございましたら遠慮なく管理者までお問い合わせ下さい。

- (1) 事業所名 さくらデイサービスうきは
- (2) 担当窓口 管理者 橋本 さおり
- (3) 電話番号 0943 (77) 8500

13. 個人情報の取り扱いについて

《当事業所内での利用目的》

1. 利用者様への適切な医療・介護サービスをご提供するため
2. 介護保険事務を行うため
3. 利用者様に係る当事業所の管理運営業務のうち、以下の業務を行うため
 - (ア) 入退院等の情報管理
 - (イ) 会計・経理
 - (ウ) サービス中の事故等の報告
 - (エ) 医療・介護サービス質の向上

《他の事業者等への情報提供を伴う利用目的》

4. 当事業所がケアマネジメント関連業務のうち、以下の業務を行うため
 - (ア) 病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業等との連携
 - (イ) 医療機関からの照会への回答
 - (ウ) 利用者様に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者、居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答（介護施設の場合）
 - (エ) 利用者様の疾病にあたり、医師等の意見・助言を求める場合
 - (オ) 情報システム運用・保守義務の委託
 - (カ) その他の業務委託
 - (キ) 家族等への病状並びに心身の状況説明及び問い合わせ
5. 医療・介護保険事務に係る情報提供
 - (ア) 審査支払い期間へのレセプト提出
 - (イ) 審査支払い期間又は保険者からの照会への回答
6. 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

《その他の利用目的》

7. 当事業所の管理運営業務のうち、以下の業務を行うため
 - (ア) 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料やアンケートの作成
 - (イ) 法人内において行われている学生の実習への協力
 - (ウ) 外部監査機関への情報提供

個人情報の取り扱いについて

- (1) 守秘義務により個人情報については正当な理由なく第三者に漏らしませんが介護保険法によるサービスの受給に必要なため、サービス担当者会議において私又は家族の情報を担当医及びサービス提供事業者に提供することがあります。
- (2) サービス担当者会議以外にも別紙の「当事業所における個人情報の利用目的について」に定めている内容の範囲内で第三者に必要な情報提供を行います。

利用契約書

(以下「利用者」という。)と社会医療法人 聖峰会 さくらデイサービスうきは(以下「事業者」という。)は、利用者が、事業者から提供される認知症対応型通所介護サービス及び予防認知症対応型通所介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

第一章 総則

第1条 (契約の目的)

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、第4条及び第5条に定める認知症対応型通所介護サービス及び、予防認知症対応型通所介護サービスを提供します。
- 2 事業者が利用者に対して実施する認知症対応型通所介護サービス及び、予防認知症対応型通所介護サービスの内容、利用日、利用時間、費用等の事項(以下「通所介護計画」という。)は、別紙『サービス利用書』に定めるとおりとします。

第2条 (契約期間)

本契約(利用契約書)の有効期間は、契約締結の日から5年間とします。5年が経過する場合は、改めて5年間の更新契約を行います。

第3条 (通所介護計画の決定・変更)

- 1 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画(ケアプラン)が作成されている場合には、それに沿って利用者の認知症対応型通所介護計画及び予防認知症対応型通所介護計画を作成するものとします。
- 2 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、認知症対応型通所介護計画及び予防認知症対応型通所介護計画の作成を行います。その場合に、事業者は、利用者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
- 3 事業者は、認知症対応型通所介護計画及び予防認知症対応型通所介護計画について、利用者及びその家族等に対して意向を聞き、認知症対応型通所介護計画書及び予防認知症対応型通所介護計画書を作成し、同意を得た上で決定し交付するものとします。
- 4 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画が変更された場合、もしくは利用者の家族等の要請に応じて、認知症対応型通所介護計画及び予防認知症対応型通所介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、認知症対応型通所介護計画及び予防認知症対応型通所介護計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者及びその家族等

と協議して、認知症対応型通所介護計画及び予防認知症対応型通所介護計画を変更するものとします。

第4条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、利用者に対して、日常生活上の世話及び個別機能訓練を提供するものとします。

第5条（介護保険給付対象外のサービス）

- 1 事業者は利用者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える認知症対応型通所介護サービス及び予防認知症対応型通所介護サービスを提供するものとします。
- 2 前項の他、事業者は、教養娯楽等のサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。
- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は利用者が負担することもあります。
- 4 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第6条（サービス利用料金の支払い）

- 1 事業者は、利用者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、利用者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額(以下、介護保険給付額という。)の限度において、利用者に代わって市町村から支払いを受けます。
- 2 利用者は要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割、2割または3割）を事業者に支払うものとします。但し、利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要介護認定後又は居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。
- 3 第5条に定めるサービスについては、利用者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うこともあります。
- 4 前項の他、利用者はおむつ代等契約者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者に支払うものとします。
- 5 利用者は、前3項に定めるサービス利用料金については、翌月10日頃に発行される請求書の額を支払うものとします。

第7条（連帯保証及び極度額）

連帯保証人（代理人）はさくらデイサービスうきはに対し、利用者が本契約上負担する一切の債務を極度額50万円の範囲内で連帯して保証するものとします。

第8条（利用日の中止・変更・追加）

- 1 利用者は、利用期日前において、認知症対応型通所介護サービス及び予防認知症対応型通所介護サービスの利用を中止又は変更をする時は、サービス実施日の3日前までに居宅介護支援事業者申し出るものとします。
- 2 利用者が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- 3 事業者は、第1項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員で利用者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を利用者に提示して協議するものとします。

第9条（利用料金の変更）

- 1 第6条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第6条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、利用者に対して、変更を行う日の1か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務

第10条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の医師又は看護職員もしくは主治医と連携し、利用者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、利用者に対する認知症対応型通所介護サービス及び、予防認知症対応型通所介護サービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管し、利用者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 4 事業者は、サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医等への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

第11条（守秘義務等）個人情報保護

- 1 事業者及びサービス従事者は、認知症対応型通所介護サービス及び、予防認知症対応型通所介護サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項にかかわらず、利用者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理

由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意なく、利用者又は利用者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第四章 利用者の義務

第12条（利用者の施設利用上の注意義務等）

- 1 利用者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 利用者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 3 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第13条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第11条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況をおよそ判断して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第14条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第15条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章 契約の終了

第16条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

- 1 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - 一 利用者が死亡した場合
 - 二 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
 - 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - 四 施設の滅失や重大な毀損によりサービスの提供が不可能になった場合
 - 五 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - 六 第16条から第19条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第17条（利用者からの中途解約）

- 1 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 利用者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を解約することができます。
 - 一 第9条第3項により本契約を解約する場合
 - 二 利用者が入院した場合
 - 三 利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

第18条（利用者からの契約解除）

- 利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。
- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める予防認知症対応型通所介護サービス及び認知症対応型通所介護サービスを実施しない場合
 - 二 事業者もしくはサービス従事者が第11条に定める守秘義務に違反した場合
 - 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
 - 四 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第19条（事業者からの契約解除）

- 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。
- 一 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

- 二 利用者による、第 6 条第 1 項から第 3 項に定めるサービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第 20 条（精算）

第 16 条第 1 項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、利用者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 12 条第 2 項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から 1 週間以内に精算するものとします。

第七章 その他

第 21 条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第 22 条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

(さくらデイサービスうきは利用時リスク説明書)

当施設では、利用者様が快適な在宅生活を送られますように、十分な見守りの中、安全な環境作りに努めておりますが、利用者様の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因により、下記の危険性を伴うことを十分にご理解ください。

(高齢者の特徴に関して、ご確認いただきましたら□にチェックをお願い致します)

- さくらデイサービスうきはは、原則的に身体拘束を行わないことから、**転倒・転落**による事故の可能性があります、骨折・外傷、頭蓋骨内損傷の恐れがあります。
- 高齢者の骨はもろく、通常に対応でも容易に**骨折**する恐れがあります。
- 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で**表皮剥離**がしやすい状態にあります。
- 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても**皮下出血**が出来やすい状態にあります。
- 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。**誤嚥・誤飲・窒息**の危険性が高い状態にあります。
- 本人の全身の状態が**急に悪化した場合**、当施設の判断で緊急に**病院へ搬送**を行う事があります。

このことは、ご自宅でも起こりうる事ですので、十分ご留意いただきますようお願い申し上げます。

重要事項説明書についての説明

及び

契約同意書

令和 年 月 日

認知症対応型通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会医療法人 聖峰会 さくらデイサービスうきは

説明者職名.....管理者.....氏名.....橋本 さおり.....
.....代理.....氏名.....

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、認知症対応型通所介護サービスの提供開始に同意し、リスクについても説明を受け十分に理解した上で契約を行います。

《利用者》 住所 福岡県うきは市

氏名.....
(TEL — —)

《代理人》 住所.....

(及び連帯保証人)

氏名..... 続柄 ()

(TEL — —)

(事業者) 社会医療法人 聖峰会
さくらデイサービスうきは
福岡県うきは市浮羽町浮羽 433-7 Tel (0943-77-8500)

代表者名 鬼塚 一郎